

審　查　基　準

令和7年12月23日作成

法　令　名：古物営業法施行規則
根　拠　条　項：第12条第1項
処　分　の　概　要：行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
<p>法　令　の　定　め：</p> <p>古物営業法第11条第2項（行商従業者証）、第12条第1項（標識） 古物営業法施行規則第10条（行商従業者証の様式）、第11条（標識の様式）</p>
<p>審　查　基　準：</p> <p>判断基準は、法令の定めによる。</p>
標準処理期間：30日
申　請　先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課(092)641-4141 内 3187
備　考：